

# 訪問介護重要事項説明書

(2025年4月1日現在)

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7126-1326 (午前9時～午後6時)

担当 管理者 原田 葉子

\*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 訪問介護事業所の概要

### (1)提供できるサービスの領域と地域

名称	生活協同組合パルシステム千葉 訪問介護 にじいろぱる野田
所在地	野田市中根193
介護保険指定番号	(千葉県1271302141号)
サービスを提供する対象地域	野田市・流山市・柏市にお住まいの方

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2)同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名 ( )			1名 ( )
サービス提供責任者	介護福祉士	2名 ( )			2名 ( )
事務職員		1名 ( )	名 ( )		1名 ( )
介護・看護職員	看護師	名 ( )	名 ( )		名 ( )
	准看護師	名 ( )	名 ( )		名 ( )
	介護福祉士	3名 ( )	1名 ( )		4名 ( )
	1～2級修了者	名 ( )	6名 ( )		6名 ( )
	3級修了者	名 ( )	名 ( )		名 ( )

( )内は男性再掲

### (3)営業時間

月～金	午前9時～午後6時
土・日	定休日

緊急連絡先 訪問介護 にじいろぱる野田 04-7126-1326  
携帯電話 080-6843-8125

## 3. サービス内容

- ① 身体介護サービス…食事介助、入浴介助、排泄介助、通院介助などを行います。  
\* 但し、服薬介助、経管栄養、吸入等の処置など医療行為に該当するサービスは禁止されている  
為行いません。
- ② 生活援助サービス…掃除、洗濯、調理、買い物などを行います。

## 4. 料金

### (1) 利用料金

#### ① 訪問介護 要介護1～要介護5の方の方

サービスの種類	提供時間	利用料金	ご利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	1,698円	170円	340円	510円
	20分以上30分未満	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上1時間未満	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上	5,908円	591円	1,182円	1,773円
生活援助	20分以上45分未満	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	2,292円	230円	459円	688円
身体・生活	身体介護30分未満、生活援助20分未満	3,219円	322円	644円	966円
	身体介護30分未満、生活援助45分未満	3,897円	390円	780円	1,170円
	身体介護30分未満、生活援助70分未満	4,574円	458円	915円	1,373円
加算料金	<input type="checkbox"/> 早朝(6-8時)及び夜間(18-22時)のサービス提供・・・所定の25%増 <input type="checkbox"/> ヘルパーが2名でサービスを提供する場合・・・所定の100%増 <input type="checkbox"/> 初回加算・・・新規に訪問介護計画を作成しサービスを利用された場合(初回のみ) ご利用者負担 209円/月 <input type="checkbox"/> 緊急時訪問介護加算・・・利用者・家族からの要請により、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合 ご利用者負担 105円/回 <input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の10%に当たる単位数を割増 介護福祉士割合等、所定の条件を満たすことにより算定 <input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算Ⅰ $\text{月次利用合計単位数} \times 0.245 \text{ の合計単位数} = A$ $A \times \text{地域単価の1割} \sim 3 \text{割} \quad * \text{地域単価} = 10.42 \text{円}$ <input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算 ご利用者負担 105円/月 <input type="checkbox"/> 負担割合は1号被保険者である高齢者本人の合計所得に基づき「負担割合証」をもって決定される				

- ② 訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない、もしくは同じサービス内容で介護認定単位数を超えた場合、利用料(法定代理受領分も含む)の全額を請求させていただきます。
- ③ 訪問介護サービスを事業所の通常の事業実施区域外で受ける場合、交通費(事業所からの実費)を請求させていただきます。

### (2) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用の24時間前までに、ご連絡いただいた場合	無料
② ご利用の24時間前までに、ご連絡がなかった場合	キャンセル料 1,500円+ヘルパー交通費として300円

\* ご利用日が月曜日または休前日の場合ご注意ください

### (3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、請求書到着の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、郵便振込か郵便引き落としとなります。

## 5. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始  
まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。契約を結び、サービスの提供を開始します。  
\* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- (2) サービスの終了
- ① ご利用者様のご都合で サービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し込みください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。  
●ご利用者様が介護保険施設に入所した場合  
●介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合  
\* この場合、条件を変更して再契約することができます。  
●ご利用者様がお亡くなりになった場合
- ④ その他  
●当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様ご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。  
●ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、ご利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用者様やご家族様が当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(故意による暴言・暴力行為、法令に基づかない無理な要求、セクシャルハラスメント行為、恫喝、誹謗中傷等)を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

## 6. 当事業所の訪問介護の特徴等

- (1) 運営の方針
- 利用者のありのままの生活を大切に考えます。**  
人にはそれぞれ生きてきた人生の積み重ねの上に今の生活があります。住み慣れた土地で、暮らした家で、ご家族や地域の方と一緒に、その人らしい生活を大切に考えお手伝いします。
- 利用者の生活の自立をお手伝いいたします。**  
「寝たきり」といわれている方でも、身体を動かすことができる人が多くいらっしゃいます。ご自分の持つ力を引き出し、日常の生活動作につなげることで、生活の自立＝生活の再構築が可能になります。当事業所はそのお手伝いをいたします。
- ご家族とご本人のいきいきとした、豊かな暮らしを応援します。**  
介護を受ける方が元気で楽しくいることは、ご家族にとって何よりのことだと考えます。しかしながら、ご家族にとって少なからぬ精神的・肉体的負担があることは否めません。ご本人とご家族の“笑顔”に出会えるよう援助します。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	無	
従業員への研修の実施	有	月1回のミーティング時、また介護講座・セミナー等の参加により実施
その他	無	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

時間変更、延長をご希望される際は、事前にご相談下さい。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。

主治医	主治医名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 原田 葉子 電話 04-7126-1326

② その他

当センター以外に、区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

野田市 担当部署

担当 介護保険課 電話 04-7125-1111

## 9. 当協の概要

名称	生活協同組合パルシステム千葉
代表者役職・氏名	代表理事 理事長 高橋 由美子
本部所在地・電話番号	千葉県船橋市本町2丁目 1-1 船橋スクエア 21 4 階 TEL. 047-420-2600

定款の目的に定めた事業

施設・拠点等	通所介護	2ヶ所
	地域密着型通所介護	1ヶ所
	認知症対応型通所介護	1ヶ所
	訪問介護事業所	2ヶ所
	居宅介護支援事業所	2ヶ所

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 生活協同組合パルシステム千葉  
所在地 〒273-0005 千葉県船橋市本町2丁目1-1  
船橋スクエア 21 4 階  
代表者 代表理事 専務理事 新村 里志

説明者 所属 訪問介護にじいろばる野田  
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

**介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業**  
**(介護予防訪問介護相当)重要事項説明書**  
(2025年4月1日現在)

**1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口**

電話 04-7126-1326 (午前9時～午後6時)  
担当 管理者 原田 葉子  
\*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

**2. 訪問介護事業所の概要**

(1)提供できるサービスの領域と地域

名称	生活協同組合パルシステム千葉 訪問介護 にじいろぱる野田
所在地	野田市中根193
介護保険指定番号	(1271302141号)
サービスを提供する対象地域	野田市

(2)同センターの職員体制

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		介護福祉士	1名 ( )			1名 ( )
サービス提供責任者		介護福祉士	2名 ( )			2名 ( )
事務職員			1名 ( )	名 ( )		1名 ( )
介護・看護職員	看護師		名 ( )	名 ( )		名 ( )
	准看護師		名 ( )	名 ( )		名 ( )
	介護福祉士		3名 ( )	1名 ( )		4名 ( )
	1～2級修了者		名 ( )	6名 ( )		6名 ( )
	3級修了者		名 ( )	名 ( )		名 ( )

( )内は男性再掲

(3)営業時間

月～金	午前9時～午後6時
土・日	定休日

緊急連絡先 訪問介護 にじいろぱる野田 04-7126-1326

携帯電話 080-6843-8125

**3. サービス内容**

ヘルパーが訪問し、自立の支援をお手伝いします。

## 4. 料金

介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当)

### 要支援1及び要支援2の方

サービスの種類	提供頻度	月額基本料金	ご利用者負担(月額)		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービス 11	週1回程度	12,253円	1,226円	2,551円	3,676円
訪問型サービス 12	週2回程度	24,476円	2,448円	4,896円	7,343円
訪問型サービス 13 ※要支援2の方が対象	週3回程度	38,835円	3,884円	7,767円	11,651円
加算料金	初回加算・新規に個別サービス計画書を作成しサービスを利用された場合(初回のみ) ご利用者負担 209円/月  介護職員処遇改善加算 I 月次利用合計単位数×0.245の合計単位数=A $A \times \text{地域単価の1割} \sim 3\text{割}$ * 地域単価=10.42円  生活機能向上連携加算 105円/月  負担割合は1号被保険者である高齢者本人の合計所得に基づき「負担割合証」をもって決定される				

### (2)キャンセル時の交通費実費について

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、交通費実費をお支払いいただきます。

①ご利用の24時間前までに申し出があった場合	無料
②ご利用の24時間前までに申し出がなかった場合	ヘルパー交通費として300円

\* ご利用日が月曜日または休前日の場合ご注意ください

### (3)支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、請求書到着の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、郵便振込か郵便引き落としとなります。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。契約を結び、サービスの提供を開始します。

\* 介護予防ケアプランの作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① ご利用者様のご都合で サービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し込みください。

#### ② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ご利用者様の要介護認定区分が、要介護または非該当(自立)と認定された場合  
\* この場合、条件を変更して再契約することができます。
- ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様ご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、ご利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用者様やご家族様が当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(故意による暴言・暴力行為、法令に基づかない無理な要求、セクシャルハラスメント行為、恫喝、誹謗中傷等)を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

## 6. 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

●**利用者のありのままの生活を大切に考えます。**

人にはそれぞれ生きてきた人生の積み重ねの上に今の生活があります。住み慣れた土地で、暮らした家で、ご家族や地域の方と一緒に、その人らしい生活を大切に考えお手伝いします。

●**利用者の生活の自立をお手伝いいたします。**

「寝たきり」といわれている方でも、身体を動かすことができる人が多くいらっしゃいます。ご自分の持つ力を引き出し、日常の生活動作につなげることで、生活の自立＝生活の再構築が可能になります。当事業所はそのお手伝いをいたします。

●**ご家族とご本人のいきいきとした、豊かな暮らしを応援します。**

介護を受ける方が元気で楽しくいることは、ご家族にとって何よりのことだと考えます。しかしながら、ご家族にとって少なからぬ精神的・肉体的負担があることは否めません。ご本人とご家族の“笑顔”に出会えるよう援助します。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	無	
従業員への研修の実施	有	月1回のミーティング時、また介護講座・セミナー等の参加により実施
その他	無	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

時間変更、延長をご希望される際は、事前にご相談下さい。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。

主治医	主治医名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8. サービス内容に関する苦情

(ア) 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 原田 葉子 電話 04-7126-1326

(イ) その他

当センター以外に、区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

野田市 担当部署

担当 介護保険課 電話 04-7125-1111

## 9. 当協の概要

名称	生活協同組合パルシステム千葉
代表者役職・氏名	代表理事 理事長 高橋 由美子
本部所在地・電話番号	千葉県船橋市本町2丁目 1-1 船橋スクエア 21 4 階 TEL. 047-420-2600

定款の目的に定めた事業

施設・拠点等	通所介護	2ヶ所
	地域密着型通所介護	1ヶ所
	認知症対応型通所介護	1ヶ所
	訪問介護事業所	2ヶ所
	居宅介護支援事業所	2ヶ所

年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当)の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 生活協同組合パルシステム千葉  
所在地 〒273-0005 千葉県船橋市本町2丁目1-1  
船橋スクエア 21 4 階  
代表者 代表理事 専務理事 新村 里志

説明者 所属 訪問介護にじいろばる野田  
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当)について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名

(代理人) 住所  
氏名